

1. 計画策定の目的と背景（1章～4章）

史跡明石城跡を有する明石公園は、歴史文化、観光交流、およびスポーツ拠点として県民に親しまれているが、城跡の景観を変容させる樹木の成長や公園施設の老朽化等に対応するため、今後、公園内施設等の大規模修繕、更新の検討が課題となっている。こうした課題を踏まえ、史跡明石城跡の本質的価値を確実に保存するとともに、次世代へと継承し、適切に活用していくため「史跡明石城跡保存活用計画」を策定する。

2. 現状・課題（5章）

(1) 現状

保存管理・・・兵庫県が所有・管理しており、日常的な維持点検は指定管理者が実施している。

過去3回、大規模発掘調査を実施。平成27年度に石垣危険度調査を実施。

明石市立文化博物館では明石城跡の常設展示等を実施。

活用・・・櫓の一般公開、学校の校外学習、築城400周年事業などの実施。

整備・・・阪神淡路大震災時に被害を受けた石垣復旧や土塀の復元等を実施。

かつて主郭部の西にあった樹木屋敷をイメージした「明石城武蔵の庭園」の整備等

(2) 課題

- ・遺構の劣化及び災害による石垣等の崩壊の危険性
- ・樹木の生長による景観への影響、庭園内の池の水質悪化
- ・施設の老朽化等による改修更新、安全対策等の必要性
- ・来訪者への史跡価値伝達が不十分およびツールの不足
- ・ボランティアガイドやイベント等の更なる活用 等



武蔵の庭園内 乙女池

3. 保存管理、活用の目標と基本方針（第6章）

(1) 目標

史跡明石城跡の保存管理、活用の目標

史跡明石城の価値を着実に守りつつ、その魅力の向上を図るとともに、明治以来の歴史ある都市公園として公園機能を保持、向上させ、多様な主体との協働のもと次世代に継承する。

(2) 基本方針

①本質的価値の保存と活用

遺構の本質的価値の保存、調査による適切な管理、追加指定の検討、植栽管理等。

②現状変更等に関する取扱いの基準の明確化

遺構の価値や景観に悪影響を及ぼす行為を原則認めないことを前提とした基準の設置。

③史跡周辺区域との一体的な保存活用

施設の大規模修繕等に合わせた史跡追加指定やゾーニングの見直しの検討等。

④明石城跡の特性や現状に即した活用の推進

ボランティアガイドによる案内ツアーの充実、明石駅からの眺望確保のための樹木管理等。

⑤運営体制の整備

県民、地域住民、関係団体など協力体制の構築、公園、文化財、観光部局との相互連携強化。

4. 推進施策（7章～12章）

(1) 第7章 保存活用方法

①基本的考え方

保存ゾーン、活用ゾーン、史跡区域外に区分し、各要素の保存管理方法を定める。

②保存管理の方針

区域	保存管理の方針
保存ゾーン	遺構の保存及び城跡としての景観の保護を最優先とする。
活用ゾーン	適正な保存管理を行った上で、公園としての活用を図る。
史跡区域外	埋蔵文化財包蔵地の適切な保護を行う。

③現状変更等の取扱い基準

「史跡の現状を物理的に変更する一切の行為」は文化財保護法の規定に基づき文化庁への申請等の事務を行う。ア) 現状変更を認めない行為 イ) 現状変更等許可の申請をする行為

ウ) 現状変更許可の申請の申請を要しない行為 等

(2) 第8章 活用

関係者や県民との連携を図りながら、以下の視点から活用のための取組を進める。

- ①明石城跡の本質的価値を広く伝える活用
- ②観光における活用
- ③まちづくりにおける活用
- ④国際交流における活用
- ⑤福祉における活用
- ⑥教育における活用
- ⑦産業における活用

(3) 第9章 整備

調査研究により得られた史実に基づき、以下の視点で明石城跡として格式高い整備を目指す。

①保存のための修理（整備の拡充）

遺構保存、修復（石垣の保存）、防災対応、堀等の水質保全のための整備等。

②明石城を体感できる整備の推進

適切な遺構表現の検討、門や櫓等の復元の検討、三の丸等の再整備、ガイダンス施設設置等。

③確実かつ継続的な樹木などの植生管理

日本古来の景観手法を取り入れた樹木管理計画の作成等。

④訪問者の安心、安全に配慮した便益施設・園路などの整備の推進

便益施設更新時の歴史的再検証、公園利用者の見学に配慮した文化財のバリアフリー化等。

⑤サイン等の整備の推進

史跡価値を的確に伝えるサインの設置、ICTの取り入れ、明石市と連携した意匠の統一等。

⑥既存施設の移転等の検討

史跡の本質的価値に支障をもたらす可能性のある要素の移転、撤去等の検討等。

(4) 第10章 運営・体制整備

①史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制整備

②日常の維持管理を着実に推進するための体制強化

③明石城跡の魅力発信に向けた体制充実

(5) 第11章 施策の実施計画の策定・実施

保存活用のための整備を確実に実施するため、重要度・緊急度を定めた実施計画を策定する。

(6) 第12章 経過観察

保存管理、活用、整備、運営体制整備について自己点検によって実施内容の評価を行う。

# 各ゾーンの区分図

